

委員会	政策委員会
委員長	湯川 智子 (㈱ドゥ・クリエーション 代表取締役)

1. 活動目的

行政全般についての勉強会を開催し、ビジネスチャンスとなるテーマの研究を通じて、ニュービジネス発展に貢献する。また、政策通の政治家や行政の担当者を講師に招き、テーマ別の勉強会を開催すると共に、交流会を通じて相互の懇親を図る。

2. 活動内容

- (1) 具体的な「旬」のテーマを採り上げ、講師を招いての懇談会や勉強会を実施し、成果を広く会員に告知する。
- (2) 制度改正や行政政策等についての情報提供や解説を行う。
- (3) 特に今年度は、時事のテーマでもある「税制・雇用」の領域にも言及し、適宜、関東圏NBCまで活動を拡大しつつ、「NBCからの提言」として纏める。
- (4) その提言を通じて、行政との関係構築を図る。

3. 活動実績 及び 成果

下記の日時、内容にて開催した。(会場は全てNBC会議室)

1. 本年度の活動は、前年度末に纏めた「派遣法改正に対する提言」を与野党に提出し、労働者保護等を前提にした「労働者派遣制度」の存続を訴えるもの。
特に「日雇派遣禁止」については、緊急アンケートを実施し、経営者並びにその働き方を望む派遣労働者の双方の生の声を集約した。
2. JNB からの依頼により、「税制特別委員会」(八鍬税制特別委員会委員長)を設置し、「平成21年度税制改正に関する要望」をJNB 経由で、経済産業省に提出した。

【改正派遣法に対する活動】

- ◆第1回 6月3日(水) 17-19時
- ◆第2回 6月17日(水) 16:30-18時
- ◆第3回 7月7日(火) 16:30-18時

参加者；湯川委員長、吉房委員、棚橋委員、鈴木委員、富田委員の5名が中心となり、纏め上げた。

<09年6月23日発信のアンケートより>

「派遣法改正に対する提言」の概略は下記の4項目です。(抜粋)

1. 派遣業種毎の法令を明確化する。(非常用の登録型派遣と、常用の正社員雇用型派遣に大別される)
*登録型派遣となる【日雇派遣】(日雇・日払いの軽作業等中心の業務)は、賛成である。
2. 派遣業の優良企業の評価制度を導入する。
3. 派遣労働者受入先企業へ罰則規定を新設する。
4. 請負契約に対する法整備を行なう。 *各々の詳細は省略

- ◆第4回 7月21日(水)、 ◆第5回 8月5日(火)、 ◆第6回 8月19日(火)、
- ◆第7回 8月26日(火)、 ◆第8回 9月3日(木)、 ◆第9回 9月14日(月)、

- ◆第10回 9月29日(火) 13:30-15時

参加者；湯川委員長以下8名+事務局2名

政権交代が予測される中、民主党のマニフェスト情報を精査し、4回～9回で検討を重ねて、最終的に、上段に記載のある内容に具体的な項目を加味して理事会の承認を得、厚生労働大臣政務官である民主党山井和則議員の秘書に、「派遣法改正に対する提言」(関東NBC)を提出致した。

詳細は、<http://www.nbc-world.net/committee/seisaku/documents/20091102.doc>

【税制特別委員会】

経済産業省から、「税制改革」に対する意見具申をJNB宛に求められ、JNBより関東NBCに改めて依頼された。

ニュービジネスの出産と育成は、NBCの使命であり、民間の意(中小企業の納税)を反映させた。

- ◆第1回 6月3日(水) 18:30-20:00

テーマ；エンジェル税制について

参加者；湯川委員長、井上部門長、八鍬税制特別委員長、斎藤委員、三輪委員、鈴木(真)委員(欠席)の5名

- ◆第2回 6月29日(月) 18:00-20:00
テーマ;エンジェル税制について、次年度税制に対する要望
参加者;八鍬税制特別委員長、斎藤委員、三輪委員、鈴木委員の4名
- ◆第3回 7月15日(月) 18:00-20:00
テーマ;同上
参加者;同上の4名

平成21年度税制改正に関する要望

米国に端を発した昨年来の金融危機は、世界経済に衝撃的な不況をもたらし、日本においても業界再編に止まらず産業構造や、更には国民経済に激震を引き起こし、雇用環境の悪化から深刻な不況に陥っている。

このような混乱や逆境を打開し、我国の経済社会の再建と発展を図る原動力となるのは、チャレンジ精神に富む経営者がニュービジネスを創業させることである。

社団法人関東ニュービジネス協議会は、中堅・中小企業、ニュービジネス企業の会員組織として多数の新興企業の輩出や既存企業の経営革新や育成、事業転換等の課題に全力を挙げて取り組んでいる処である。

その中で、ニュービジネスの誕生と育成に寄与し、日本経済を発展させる為、当連合会として、以下の税制改正を要望するものである。

1. エンジェル税制の拡充
2. 創業企業に対する法人実効税率の引き下げ
3. 株式会社登録免許税の軽減
4. 事業継承時における優遇税制の実施

以上